評議員、評議員選任 · 解任委員報酬規則

社会福祉法人 佐用福祉会

## (目 的)

第1条 この規則は、社会福祉法人 佐用福祉会の評議員、評議員選任・解任委員(以下「委員」と称する)の報酬等について定めるものである。

#### (定義)

第2条 報酬は、評議員、委員の対価として支払われるものである。

(評議員会、委員会の出席報酬等)

- 第3条 評議員、委員が評議員会、委員会に出席した時は、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
  - 2. 交通費の実費が、実費弁償費の額を超えた場合には、その実費とする。

## (出張旅費)

- 第4条 評議員、委員が、法人業務の為の出張する場合は、別表2により報酬及び旅費等を支給することができる。
  - 2. 旅費は実費を支給する。
  - 3. 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給する。
  - 4. 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

#### (適用除外)

第5条 施設の職員を兼務する委員は、この規則を適用しない。

#### (改正)

第6条 本規則の改正は、理事会の同意と評議員会の承認を経なければならない。

## 附則

この規則は平成29年 1月 1日から実施する。

別表 1 評議員会、委員会出席報酬(日額)

名 称	報酬額	実費弁償費
評議員会出席	5,000円	1,000円
委員会出席	5,000円	1,000円

# 別表 2 旅費(日額)

報酬額	旅費	宿泊費	その他
10,000円	実 費	実 費	実 費